

周南市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針

令和 6 年 3 月 29 日

1 目的

国においては、平成 27 年 12 月、「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）及び「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体等に対し、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること（以下「優先的検討」という。）及び優先的検討を行うための手続及び基準等（以下「優先的検討規程」という。）を定め、的確に運用することを要請された。

さらに、令和 3 年 6 月、地方公共団体における P P P / P F I のさらなる導入促進を図るべく、「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」が改定され、優先的検討規程を定め、運用することが求められる地方公共団体を、人口 20 万人以上の団体から、人口 10 万人以上の団体とすることとされたところである。

本市では、平成 28 年から P F I 事業を導入し、取組を進めているところであるが、今後もこれまでの取組を継続し、さらに推進していくため、国の要請を踏まえ、本市における優先的検討規程として「周南市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針」（以下「本方針」という。）を策定する。

本方針は、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するにあたり、必要な手続を定めることによって、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

ロ 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等

ハ 公共施設等整備等事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

ニ 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金

ホ 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等

へ 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権

ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。

3 対象とするPPP／PFI手法

本方針の対象とするPPP／PFI手法は次に掲げるものとする。

なお、これらは例示であり、ここに記載のないPPP／PFI手法を選択することも可能とする。その場合は、当該の手法について優先的検討を実施する。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営事業 指定管理者制度 包括的民間委託
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式(建設Build-移転Transfer-運営等Operate) BOT方式(建設Build-運営等Operate-移転Transfer) BOO方式(建設Build-所有Own-運営等Operate) DBO方式(設計Design-建設Build-運営等Operate) RO方式(改修Rehabilitate-運営等Operate) ESCO
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式(建設Build-移転Transfer)(民間建設買取方式)

4 優先的検討

(1) 事業の発案(優先的検討の対象事業の決定)

イ 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、次に掲げる時期とする。

- (イ) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- (ロ) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- (ハ) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- (ニ) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- (ホ) その他、公共施設等の整備等の方針を検討するとき

ロ 優先的検討の対象とする公共施設等整備等事業

優先的検討の対象とする公共施設等整備等事業は、建築物若しくはプラントの整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う事業又は民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業のいずれかのうち、次のいずれかの事業費基準を満たす事業とする。

なお、事業費基準を満たさない事業であっても、PPP／PFI手法の導入の効果が期待できる場合は、必要に応じて優先的検討を行うものとする。

- (イ) 事業費の総額が10億円以上(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
- (ロ) 単年度の事業費が1億円以上(運営等のみを行うものに限る。)

ハ 優先的検討の対象事業の例外

次に掲げる公共施設等整備等事業は、優先的検討の対象から除く。

- (イ) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている事業
- (ロ) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
- (ハ) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- (ニ) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

(2) 適切なPPP/PFI手法の選択

イ 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設等整備等事業について、「(3) 簡易な検討」又は「(4) 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択する。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

ロ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該の採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (イ) 指定管理者制度の場合 「(3) 簡易な検討」及び「(4) 詳細な検討」の省略
- (ロ) 当該事業の同種同規模の事例の過去の実績に照らし、PPP/PFI手法の導入が適切であると認められる場合 「(3) 簡易な検討」及び「(4) 詳細な検討」の省略
- (ハ) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当するBTO方式の場合 「(3) 簡易な検討」を省略し、「(4) 詳細な検討」を実施
- (ニ) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案があり、当該提案において従来型手法と採用手法との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされているときの当該採用手法の場合 「(3) 簡易な検討」を省略し、「(4) 詳細な検討」を実施

(3) 簡易な検討（採用手法の導入の適否の評価）

イ 費用総額の比較による評価

別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書等により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

- (イ) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (ロ) 公共施設等の運営等の費用
- (ハ) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (ニ) 調査に要する費用
- (ホ) 資金調達に要する費用
- (ヘ) 利用料金収入

「(2) 適切なPPP/PFI手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行う。

ロ 費用総額の比較による評価結果の公表

PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表する。

事項	時期
PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等整備等事業の予定価格・価格規模の推測につながらない事項	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
PPP/PFI手法簡易評価調書等の内容	入札手続の終了後等適切な時期

ハ その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難であると認められる場合もしくは費用総額のみで評価することが適しないと認められる場合は、「イ 費用総額の比較による評価」にかかわらず、民間事業者への意見聴取を踏まえた評価、類似事例の調査を踏まえた評価又は公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

ニ その他の方法による評価結果の公表

PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表する。

事項	時期
PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設等整備等事業の予定価格・価格規模の推測につながらないものに限る。）	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
客観的な評価結果の内容（当該公共施設等整備等事業の予定価格・価格規模の推測につながらないものに限る。）	入札手続の終了後等適切な時期

(4) 詳細な検討（PPP／PFI手法導入可能性調査）

イ 採用手法の導入の適否の評価

「(3) 簡易な検討」において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設等整備等事業以外の公共施設等整備等事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間の費用総額及びその他効果の比較を行い、採用手法の導入の適否を評価する。

ロ 詳細な検討の評価結果の公表

PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表する。

事項	時期
PPP／PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等整備等事業の予定価格・価格規模の推測につながらない事項	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
PPP／PFI手法簡易評価調書の内容（「(4)の詳細な検討」の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）	入札手続の終了後等適切な時期

【別紙】

PPP／PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP／PFI 手法)
整備等（運営等を 除く。）費用		
〈算出根拠〉		
運営等費用		
〈算出根拠〉		
利用料金収入		
〈算出根拠〉		
資金調達費用		
〈算出根拠〉		
調査等費用		
〈算出根拠〉		
税金		
〈算出根拠〉		
税引後損益		
〈算出根拠〉		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	